

健康宣言所属所 認定証

事業名称: 宮城県市町村職員共済組合健康宣言事業

大崎地域広域行政事務組合 殿

貴所属所は、組織全体で健康づくりに取り組むことを宣言されましたので「健康宣言所属所」として認定します。

今後は当組合と連携して、職員の皆様が「健康でよりよく働き よりよく幸せに暮らす」ことができるように、宣言の実現に向け努めてください。

認定期間: 令和6年12月13日～令和7年7月31日

令和6年12月13日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 若生 裕俊

健康宣言書

健康経営を通じて、業務にあたる職員一人ひとりの心身が健康であり、その能力を十分発揮できる環境を整え、魅力ある所属所の企業価値を創造するため、下記項目に取り組むことを宣言します。

所属所名	大崎地域広域行政事務組合	
健康宣言取組項目	必須項目 (①~②)	
		①定期健康診断を100%受診します ・未受診者のうち休業等によりやむを得ず受診できない者以外には早期に受診するように勧奨します
		②健診結果を活用し、生活習慣病の予防に必要な対策をします ・健診結果が「要精密検査」「要治療」の職員へ受診勧奨します ・特定保健指導該当者の実施率50%を目標にします
	選択に✓	選択項目 (①~⑥) ①~⑥のうち1項目以上チェックマークを入れ具体策をご記入ください
	✓	①運動習慣の増進に取り組みます 具体策 (階段利用やウォーキング等の運動習慣を推進します。)
	✓	②こころの健康に取り組みます 具体策 (年2回全職員を対象にメンタルヘルス研修を実施しています。)
	✓	③ハラスメント対策に取り組みます 具体策 (指針を定めて、職場でのハラスメントの防止に努めています。)
	✓	④長時間労働対策に取り組みます 具体策 (ストレスチェックの結果等に基づいて面談を実施し職員の健康管理に努めています。)
	✓	⑤コミュニケーション促進の対策に取り組みます 具体策 (朝礼を取り入れ、その日の業務課題等を報告しています。)
	✓	⑥病気の治療と仕事の両立支援の対策に取り組みます 具体策 (メンタルヘルス計画に基づき、相談窓口を設置しています。)
*健康経営支援事業助成金の交付を受け「健康経営優良法人」の認定申請をする場合には、事前にこの宣言書により申請し、「健康宣言所属所認定証」の交付を受ける必要があります。 また、「健康宣言書」は、後に共済組合から交付される「健康宣言所属所認定証」と併せて所属所内に掲示する他、所属所のホームページ等に掲載してその実施を内外に発信する必要があります。 *健康宣言所属所に認定された所属所は共済組合ホームページにて紹介させていただきます。 *共済組合福祉課宛て電子メールで申請してください。(fukushi@kyosai-miyagi.jp)		

上記について健康宣言所属所に認定されるよう申請します。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

令和6年12月2日

職名 大崎地域広域行政事務組合

所属所長

氏名 管理者 大崎市長 伊藤康志